

ざっくばらんに話し合います。
みなさまも、どうぞおいでください

私たちが話し合います（桑名員弁地域円卓会議委員）

| | |
|--------|---------------------------|
| 平野公一 | 桑名市市民安全部市民協働課 課長 |
| 城野雅子 | いなべ市市民活動室 主任 |
| 小川裕之 | 三重県桑名県民センター 所長 |
| 竹内 茂 | 社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会 本所長 |
| 水谷元紀 | 社会福祉法人 東員町社会福祉協議会 主事 |
| 小笠原まき子 | 桑名商工会議所常議員 女性部会長 (株)金星堂社長 |
| 森 浩子 | (株)デンソー大安製作所 総務課 |
| 森 克司 | 桑名信用金庫 総務部 |
| 菅野紀男 | 桑名地区労働者福祉協議会 事務局長 |
| 小林敏彦 | 桑名市多度町多度 自治会長 |
| 桑名英美 | 桑名市老人クラブ連合会桑名分会 理事 |
| 西羽 晃 | 郷土史家 くわな歴史と文学を語る会 代表 |
| 木下裕美子 | いなべこども活動支援センター 理事長 |
| 川島 浩 | 特定非営利活動法人生ゴミリサイクル思考の会 理事長 |

進行 特定非営利活動法人みえきた市民活動センター 理事長 服部則仁

三重県の策定委員会とやりとりします。
「新しい公共推進指針づくり」です。

「新しい公共」は、NPO等、行政、企業など多様な主体が支え合いながら、きめ細やかな社会サービスの提供を目指すものです。この「新しい公共」を長期的な視点によりかつ戦略性をもって進めていくため、NPO等、行政、企業など各主体に求められる役割や「新しい公共」を支える人材、資金、情報等の資源のあり方などについて、三重県は、県民参画により検討し、「新しい公共推進指針」を策定します。

三重県が策定するこの「新しい公共推進指針」を効果的なものとするため、地域レベルのさまざまな利害関係者（マルチステークホルダー）および市民が話し合う「地域円卓会議」を当桑名員弁地域でも開催します。NPO等がその力を十分に発揮し、行政や企業などと連携・協働した取組を効果的に推進していくため、長期的にめざす姿を共有する「新しい公共推進指針」を策定する事業に、当地域の意見を反映する機会にします。

問い合わせ先 特定非営利活動法人みえきた市民活動センター 郷司房夫
〒511-0088 桑名市南魚町86 めがね工房 ごうじ内 E-mail: miekita@mie-kita.gr.jp
TEL 0594-27-2700 FAX 0594-27-2733 <http://blog.canpan.info/miekita/>

2012.5.25(金)

第2回

桑名員弁 地域円卓会議



主催 三重県 協力 三重県自治会連合会
受託 特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター
実施 特定非営利活動法人 みえきた市民活動センター
後援 桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬町、まちのファンクラブ

桑名市総合福祉会館

午後2時から4時

桑名市常盤町51 (TEL 0594-23-2855)
桑名市市民会館の駐車場を無料でお使いいただけます。

元気に活動する市民活動で
あふれる地域になるためには

(駐車券を事務局までご持参ください)

「新しい公共推進指針」策定に向けたいくつかのポイント
～地域円卓会議と第1回新しい公共推進指針策定委員会の意見から～
2012/3/4 NPO法人みえNPOネットワークセンター

1 新しい公共とは何か

- (1) 新しい公共を担うとされる各主体において、「新しい公共」の共通認識が得られていない
- (2) 三重県における「新しい公共」の定義の提案
* 上(国)からの定義ではなく、県民からのボトムアップとしての定義

2 市民(県民)の社会貢献活動への参加をどう増やすか

- (1) 若い人の参加を促進
 - ・ 職場(企業)の社会貢献活動を通じた啓発
 - ・ 仕事以外の社会貢献活動ができる働き方
 - ・ 若い力を生かす地縁団体/まちづくり団体/NPO
- (2) 退職者の力を生かす
 - ・ 退職前/後の社会貢献活動教育(地域活動、NPO, ボランティア)
 - ・ 退職者を中心としたボランティア活動推進制度
- (3) 社会貢献意識の醸成
 - ・ 市民教育(絆教育・共同体への参加教育・人権教育)
学校教育、社会教育、地域活動の中で・・・
- (4) 趣味の活動に「ちょっと社会の役に立つ」部分を付加してもらう
- (5) やって楽しい活動にする
- (6) 県の音頭取りによるキャンペーン

3 各主体の社会貢献活動の質を上げるためのしくみは機能しているか

- (1) 地縁団体 連合会、市民活動センターの機能
- (2) NPO 中間支援NPO、市民活動センターの機能
- (3) 企業 商工団体、労働団体の機能
- (4) 各主体の担い手育成

4 多様な主体をどうつなぐか

- (1) 異なる主体に情報をどう届けるか
 - 市民活動 企業
 - 地縁団体 NPO
 - 行政 県民・市民
 - ボランティア さまざまな地域のニーズ

- (2) 異なる主体間をつなぐコーディネーター役は誰か。またそれらの関係は?

コミュニティ・ソーシャルワーカー
市民活動センター
中間支援組織(NPO)
社会福祉協議会
行政

- (3) 上記のコーディネーター役が活躍できる環境になっているか

5 市民/県民に喜ばれる「協働」であるためには何が必要か

- (1) 行政・議員と市民/民間の意識のギャップをどう埋めるか
- (2) 地域/市民が本当に求めているものをどう把握するか
- (3) 市民/NPOからの政策提言を行政はどう施策/政策に反映させるのか

6 「新しい公共」のサービスのコストは誰が負担するのか

- (1) サービスコストは誰が負担しているか
 - 有料サービス
利用者負担
契約額が低いとサービス提供者の負担が発生する(官製ワーキングプア)
 - 無料サービス(ボランティア)
サービス提供者負担
- (2) 「新しい公共」サービスの財源
 - 市民の寄付・出資 どのように促進するか * 市民活動を応援する基金
 - 企業等の寄付・出資 どのように促進するか
 - 公的資金 どのように確保するか
- (3) 公共サービス(便益)を受ける対価としての税金・寄付の適切な流れの整理・構築

7 地域コミュニティの活性化をどう進めるか

- (1) 住民自治の基盤としての自治会の活性化
- (2) 地域内の多様な組織の連携のあり方
- (3) 地域外のNPOとの連携のあり方
- (4) 行政との関係のあり方
- (5) 安心して暮らせるための新しいしくみ
例) 地域内の人材・ボランティア登録制度とそれを動かすコーディネーター